

令和 3 年 第 1 2 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和3年12月22日（水）

色麻町農業委員会議事録

令和3年12月22日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	齋條 仁美
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 12名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美 ・事務局長 高橋 康起

議決事項 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
議案第30号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について
議案第31号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部
改正(案)の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は12名でございます。
定足数に達しておりますので、第12回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、4番早坂勝一委員、5番渡邊義彦委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定についてを議題と致します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について。上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請書を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号13番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号13番、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地 四竈字本郷〇-〇、地目 田、地積 1,038㎡、申請内容につきましては、分譲用地造成のための転用でございます。

転用目的については、当該申請地は、公共施設、学校施設及び病院が近く、又、上下水設備も整っていることから第3種農地と判断でき、生活環境が整い利便性も良いことから、〇〇さんが建築分譲用地として土地を取得し、宅地転用するものであります。審議資料として、位置図、公図、配置図を配布しておりますのでご参照願います。

議長 内容の説明が終わりました。

- 議長 現地調査の報告を8番阿部きよ子委員よりお願いします。
- 阿部委員 それでは、番号13番について、現地確認の報告をいたします。
農地法第5条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。
去る、12月10日、担当委員堀籠会長、早坂勝一委員、それに私と、高橋事務局長の4名で現地確認をしてみました。
申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。
確認事項といたしましては、農振農用地区域外であります。
無断転用につきましては無しでございます。
土地改良区との関係なし。
用排水・被害防除についても問題ありませんでした。
私たちは何ら問題ないと見てまいりましたので、委員各位のご審議をよろしく
お願い申し上げ報告いたします。
- 議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。
【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
【全員挙手】
- 議長 全員賛成ですので、番号13番については、可と決しました。
以上で、議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり可と決しました。
- 議長 議案第30号、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。
- 議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 議案第30号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。
- 議長 お諮りいたします。
番号65番から番号104番は、農地中間管理事業による賃貸借であり、農用地利用集積計画は、出し手から機構、機構から受け手への農地の貸借の権利が一

括で移動する形式をとっており、かつ、法人化に伴うものでありますので、審議及び採決は一括して行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしですので、一括して審議及び採決を行います。

議長 番号65番から番号104番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号65番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺田^{もり}守彦^{ひこ}さん、設定をする土地の所在 志津字新北原〇一〇、地目 田、地積 1,791 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

番号66番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在等は同上で、適要につきましては記載のとおりでございます。

尚、転貸人となります機構、機構から受け手への貸付につきましては、これ以降同一でありますので、省略させていただきます。

番号67番及び番号68番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新高田〇一〇 外4筆、地目 田、地積 7,870 m²。

番号69番及び番号70番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新高田〇一〇 外11筆、地目 田及び畑、地積 29,799 m²。

番号71番及び番号72番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新高田〇一〇 外1筆、地目 田、地積 3,794 m²。

番号73番及び番号74番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新上原〇一〇 外14筆、地目 田及び畑、地積 30,822 m²。

番号75番及び番号76番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字川前〇一〇 外12筆、地目 田及び畑、地積 28,503 m²。

番号77番及び番号78番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新高田○-○ 外2筆、地目 田、地積 3,059 m²。

番号79番及び番号80番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新上原○-○ 外8筆、地目 田及び畑、地積 10,823 m²。

番号81番及び番号82番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新望月○-○ 外9筆、地目 田及び畑、地積 13,390 m²。

番号83番及び番号84番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新上原○-○、地目 田、地積 1,293 m²。

番号85番及び番号86番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新木戸川○-○ 外30筆、地目 田、地積 51,304 m²。

番号87番及び番号88番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字鷹巣石湫○-○ 外6筆、地目 田及び畑、地積 11,895 m²。

番号89番及び番号90番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新高田○-○ 外1筆、地目 田、地積 3,771 m²。

番号91番及び番号92番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 吉田字新地蔵堂○-○ 外9筆、地目 田、地積 12,271 m²。

番号93番及び番号94番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新鷹巣○-○ 外19筆、地目 田、地積 29,392 m²。

番号95番及び番号96番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新北田○-○ 外9筆、地目 田、地積 14,94

6 m²。

番号97番及び番号98番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新北田○ー○、地目 田、地積 1, 624 m²。

番号99番及び番号100番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新北田○ー○ 外1筆、地目 田、地積 4, 040 m²。

番号101番及び番号102番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新高田○ー○ 外13筆、地目 田、地積 30, 242 m²。

番号103番及び番号104番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新高田○ー○ 外6筆、地目 田、地積 10, 724 m²。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

阿部委員 賃借料の○○円は高くないんですか。

議長 賃借料は、組合で決めた額でしょうから問題ないと思います。

早坂成弘委員 総面積はどれくらいですか。

事務局長 総面積、301, 083 m²です。田だけですと294, 996 m²、畑が6, 087 m²になります。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号65番から番号104番は可と決しました。

議長 お諮りいたします。

番号105番と番号106番は、農地中間管理事業による賃貸借であり、農用地利用集積計画は、出し手から機構、機構から受け手への農地の貸借の権利が一括で移動する形式をとっておりますので、審議及び採決は一括して行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしですので、一括して審議を行います。

議長 番号105番、番号106番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号105番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺田 守彦^{もり}さん、設定をする土地の所在 大字新山下○一○ 外9筆、地目 田、地積 23, 770㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

番号106番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在等は同上で、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、経営規模拡大を計画している○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号105番、番号106番は可と決しました。

議長 番号107番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号107番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 一の関字新水門○一○ 外3筆、地目 田、地積 8, 538㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、これまで父親である○○さんが○○さんから借り受け、耕作しておりましたが、このたび農業経営を息子である○○さんが担うことになったことから新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号107番は可と決しました。

議長 番号108番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号108番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字大原○-○、地目 田、地積 249㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号108番は可と決しました。

議長 番号109番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号109番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字大原○-○ 外1筆、地目 田、地積 2,607㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号109番は可と決しました。

議長 番号110番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号110番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新焼切〇一〇 外15筆、地目 田、地積 42, 622㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号110番は可と決しました。

議長 番号111番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号111番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字東原〇一〇 外3筆、地目 田、地積 20, 931㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号111番は可と決しました。

議長 番号112番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号112番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字大原〇一〇、地目 田、地積 2, 469㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号112番は可と決しました。

議長 番号113番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号113番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新袋〇ー〇、地目 田、地積 1,633㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号113番は可と決しました。

議長 番号114番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号114番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字土利壇〇ー〇、地目 田、地積 2,651㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号114番は可と決しました。

議長 番号115番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号115番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字土利壇〇一〇、地目 田、地積 2,756㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

全員賛成ですので、番号115番は可と決しました。

議長

番号116番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号116番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字沼川原^{ぬまかわはら} 〇一〇外10筆、地目 田、地積 14,492㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

全員賛成ですので、番号116番は可と決しました。

議長

番号117番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号117番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新下原〇一〇 外1筆、地目 田、地積 3,459㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号117番は可と決しました。

議 長 以上で、議案第30号、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議 長 続いての、議案第31号につきましては、産業振興課の浦山副参事が議案説明に来ておりますので、着席願います。

【着席後】

議 長 議案第31号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正（案）の意見決定についてを議題といたします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第31号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正（案）の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項及び第4項並びに同法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第2条の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。尚、委員各位に配布しております審議資料をご参照願います。

議 長 この件につきましては、担当部局であります、産業振興課 浦山副参事に出席をいただいておりますので、内容について説明をお願いいたします。

産業振興課副参事 ※産業振興課浦山副参事より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正（案）について説明

議 長 内容の説明が終わりました。それでは、ご発言を頂きます。

畑中委員 集積率が93%から90%と3%下げたとのことですが、面積的には15町歩とだいぶ面積が高くなっている。個人で15町歩は我々の年になると大変なこと

である。要望になりますが、これから5年後の10年後の我が町の農業がどうなっているか不安である。先般の農業委員会大会で講師の宇都宮大学教授の分析では、宮城県の農業は稲作しか評価されていなく、また、宮城県民が将来の農業をどのように感じているかについては、非常に危機感を感じるとの講演であった。これから5年、10年後、色麻町の農業がどうなるのか、私も目先のことしか考えていないので、そういった講演を開いて危機を感じられるような機会を設けていただきたい。

議長 意見として聞いていただくことでよろしいですか。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり可と決しました。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第12回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時09分

閉会時刻：午前11時15分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和3年12月22日

議長（会長） 堀 籠 勝 恵 ㊟

署名委員 早 坂 勝 一 ㊟

署名委員 渡 邊 義 彦 ㊟